

(別紙)

申立書類チェックリスト

1 申立書

- 後見・保佐・補助開始等申立書（申立書の標題及び「申立ての趣旨」欄に、「後見」、「保佐」又は「補助」の該当する部分の□にレ点（チェック）を付しているか御確認ください。）
- 代理行為目録【保佐・補助開始申立用】
- 同意行為目録【補助開始申立用】

2 標準的な申立関係書類

- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 親族の意見書
- 後見人等候補者事情説明書
- 財産目録
- 相続財産目録（本人を相続人とする相続財産がある場合に提出してください。）
- 収支予定表

3 標準的な申立添付書類

※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。

- 申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
※申立人が四親等内の親族の場合
- 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
- 本人の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
- 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
（成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））
- 本人情報シート写し
書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<http://www.courts.go.jp/koukenp/>でも御覧いただけます。
- 本人の診断書（発行から3か月以内のもの）
書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<http://www.courts.go.jp/koukenp/>でも御覧いただけます。
- 本人の健康状態に関する資料
（介護保険認定書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳などの写し）
- 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書（発行から3か月以内のもの）
「登記されていないことの証明申請書」を法務局に提出し、証明書の交付を受けてください。詳細は記載例を御覧ください。
なお、本人が成年後見制度の利用及び任意後見契約の締結をしていない場合には、証明事項が「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」ことの証明書を請求してください。

- 本人の財産に関する資料
 - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し，残高証明書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
 - ・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- 本人の収支に関する資料
 - ・収入に関する資料の写し：①年金額決定通知書，②給与明細書，③確定申告書，④家賃，地代等の領収書など
 - ・支出に関する資料の写し：①施設利用料，②入院費，③納税証明書，④国民健康保険料等の決定通知書など
- (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合) 同意権，代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）

※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。

※ 審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。

4 申立てに必要な費用

- 収入印紙
 - ・申立手数料
後見又は保佐開始：800円分
保佐又は補助開始+代理権付与又は同意権付与（拡張）：1600円分
保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与（拡張）：2400円分
 - ・登記手数料：2600円分
- 郵便切手
 - ・後見開始：3950円分
(内訳：500円×2枚，100円×15枚，84円×10枚，50円×5枚，20円×5枚，10円×20枚，5円×10枚，1円×10枚)
 - ・保佐又は補助開始：4950円分
(内訳：500円×4枚，100円×15枚，84円×10枚，50円×5枚，20円×5枚，10円×20枚，5円×10枚，1円×10枚)
- 鑑定費用
本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定する手続を「鑑定」といいます。後見及び保佐の場合は，法律上原則として鑑定が必要ですが，診断書の内容や申立書類などを総合的に考慮して，鑑定を行わないこともあります。鑑定を行う場合には，一般的に5万円～10万円程度の費用（鑑定人への報酬）がかかります。ただし，申立時に納める必要はありません。